



熊本県公報

第 1 2 2 7 8 号
平成 25 年 12 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……………	(水産振興課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定……………	(社会福祉課) 2
○家畜伝染病予防法第 1 3 条第 1 項の規定による家畜伝染病 (ヨーネ病)の発生……………	(畜産課) 3
○種畜証明書の書換交付……………	(") 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定……………	(障がい者支援課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 3
○最低制限価格事務処理要領の一部改正……………	(管理調達課) 4
○低入札価格調査事務処理要領の一部改正……………	(") 4
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 5
○道路の区域変更……………	(") 5
○道路の区域変更……………	(") 5
○道路の区域変更……………	(") 6
○道路の区域変更……………	(") 7
公 告	
○土地改良区の定款変更認可……………	(農村計画課) 7
○土地改良区の定款変更認可……………	(") 7
○土地改良区の定款変更認可……………	(") 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(") 8
登 載 依 頼	
○第 2 期熊本県教育振興基本計画検討委員会(第 3 回会合)の 開催……………	(教育政策課) 8
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則……………	(人事委員会) 8
正 誤	
○平成 2 5 年 1 2 月 1 日熊本県公告第 6 4 3 号(「財政事情」 の公表)中……………	(財政課) 9

告 示

熊本県告示第 1 1 4 4 号
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。
)第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成
 2 5 年熊本県告示第 6 7 2 号)を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用す
 る同条第 5 項の規定により公表する。
 なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 6 年 1 月
 1 日から施行する。
 平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供する役
割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要
な役割を果たしている。
今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資
源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

- (2) 我が国周辺水域における漁業資源の水質について、近年、全体としておむね安定しているが、我が国周辺水域における漁業資源の水質が、悪化傾向にあるものが見られる。このため、我が国周辺水域における漁業資源の水質を、悪化傾向にあるものが見られる。このため、我が国周辺水域における漁業資源の水質を、悪化傾向にあるものが見られる。
 - (3) この種の多様な海洋生物資源の適切な漁獲可能量を定めることとする。
 - (4) 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じることを旨とする。
 - (5) 漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が不可欠である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とした、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実を図ることとする。
 - (6) 第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来型の資源管理を推進していくこととする。
 - (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】平成25年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成25年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成25年7月から平成26年6月まで 若干
- 第1種特定海洋生物資源の平成26年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成26年7月から平成27年6月まで 若干
- ※上記さば類の管理量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を、増加させるとともに、操業するこゝろ、漁獲実績が前年の漁獲実績と同様の規制に基づくものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることと、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとする。）に於いて、同法第5条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとする。）の規定により告示する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復 師])

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
武田 芳道	整骨院 元	宇城市松橋町曲野 2 3 1 9 番地 3	平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 4 6 号

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日	菊池郡大津町	1 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 1 1 4 7 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10502607189	種畜の名前の変更	勝忠百合	百合忠 2
11362497750	種畜の名前の変更	富北栄	緑壺 2 4 3 2
11362497811	種畜の名前の変更	芳北桜	花羽 2 4 3 7

熊本県告示第 1 1 4 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
宇城きぼうの家一番館 宇城市松橋町松橋字中原 6 7 2 番地 3	N P O 法 人 宇 城 き ぼ う の 家 宇 城 市 不 知 火 町 高 良 2 7 1 0 番 地 右 山 剛	共同生活援助	平成 2 6 年 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 4 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動 法人福祉の町づ くりをすすめる 会	ふれあい館柿の 木の家	阿蘇郡小国町大 字黒淵 2 9 5 9 番地	平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日	通所介護

熊本県告示第 1 1 5 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会	ふれあい館柿の木の家	阿蘇郡小国町大字黒淵2959番地	平成25年12月20日	介護予防通所介護

熊本県告示第1151号

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領
最低制限価格事務処理要領（平成16年熊本県告示第274号）の一部を次のように改正する。

2の(1)中「平成7年政令第372号）」を「平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務」に改め、2の(5)中「樹木保護管理業務」の次に「（特例政令第2条第3号に規定する特定役務に該当するものを除く。）」を加える。

4中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

- この要領は、告示の日から施行する。
- 改正後の4の規定は、平成26年4月1日以後に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理について適用する。
- 平成26年4月1日以前に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理は、4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める端数処理とする。
 - 平成26年4月1日以前に業務が終了する場合 改正前の4の端数処理
 - 平成26年4月1日以後に業務が終了する場合 次のア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める端数処理
 - ア 業務のうち、平成26年4月1日以前に終了する部分 改正前の4の端数処理
 - イ 業務のうち、平成26年4月1日以後に終了する部分 改正後の4の端数処理

熊本県告示第1152号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

2の(2)中「平成7年政令第372号）」を「平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務」に改め、3に次のように加える。
(3) 樹木保護管理業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）で、特例政令第2条第3号に規定する特定役務に該当するもの（3において「樹木保護管理業務」という。）

3中「105分の100」を「108分の100」に改め、3に次のように加える。

(3) 樹木保護管理業務にあつては、予定価格に108分の100を乗じて得た額に10分の7から10分の8までの範囲内で定める割合を乗じて得た額（円未満切上げ）

10中「業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領（平成14年熊本県告示第806号）」を「熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領（平成25年熊本県告示第319号）」に改める。

附 則

- この要領は、告示の日から施行する。
- 改正後の3の規定は、平成26年4月1日以後に開始する業務に係る調査について適用する。
- 平成26年4月1日以前に開始する業務に係る調査の基準は、3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - 平成26年4月1日以前に業務が終了する場合 改正前の3の基準
 - 平成26年4月1日以後に業務が終了する場合 次のア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準
 - ア 業務のうち、平成26年4月1日以前に終了する部分 改正前の3の基準

イ 業務のうち、平成26年4月1日以後に終了する部分 改正後の3の基準

熊本県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字石町 941番1地先から 玉名郡南関町大字下坂下字山中 2437番1地先まで	前	6.7 ～ 49.0	994.0 994.0	広域連携交安
			後	9.3 ～ 49.0		

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字清水之本 893番地先から 八代市泉町柿迫字飛石 943番1地先まで	前	15.4 ～ 20.8	14.4 14.4	災害防除
			後	30.6 ～ 32.9		

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町仁田尾字奥小原 100番20地先から 同所 100番20地先まで	前	14.8 ～ 25.5	11.7 11.7	災害防除
			後	22.5 ～ 26.3		

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字松ノ本 7682番1地先から 同所 7693番2地先まで	前	4.0 ～ 18.9	142.0	災害防 除
			後	9.6 ～ 41.2	142.0	

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字捨木 2667番1地先から 同所 2670番2地先まで	前	10.3 ～ 14.3	87.3	災害防 除
			後	17.1 ～ 42.0	87.3	

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字捨木 2500番1地先から 八代市坂本町坂本字捨木 2504番2地先まで	前	8.8 ～ 12.2	140.8	災害防 除
			後	12.6 ～ 16.1	140.8	

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	芦北坂本線	八代市坂本町川嶽字平 251番1地先から 八代市坂本町川嶽字堂ノ窪 242番地先まで	前	14.9 ～ 21.7	33.0	災害防除
			後	14.9 ～ 32.2		

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

熊本県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	縦木河合場線	八代市泉町縦木字縦木 85番1地先から 同所 85番1地先まで	前	6.3 ～ 16.4	19.5	災害防除
			後	16.4 ～ 25.7		

2 区域を変更する期日 平成25年12月27日

公 告

熊本県公告第692号

玉名郡和水町に事務所を置く和水町土地改良区理事長笹淵望から平成25年11月25日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年12月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第693号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から平成25年9月30日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年12月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第694号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区理事長隈部誠一から平成25年10月4日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年12月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市不知火町亀松字築合139番、同140番1、同140番2、同140番3、同140番4、同140番5、同140番6、同140番7、同140番8、同140番9及び同140番10
1, 221.40平方メートル（全体区域面積3, 447.57平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市不知火町亀松2番地1
岩永 文子

熊本県公告第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市万田字宮ノ後921番2、同921番4、同921番5、同924番1、同924番3、同924番4、同924番5、同924番6、同924番7、同924番8、同924番9、同924番10、同924番11及び水路の一部
2, 617.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島103番地の2
有限会社 日新商会

登載依頼**熊本県教育委員会公告第10号**

第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会（第3回会合）の開催について
第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会（第3回会合）を次のとおり開催します。
平成25年12月27日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時
平成26年1月23日（木） 午前10時から正午まで（2時間程度）
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18
水前寺共済会館グレース1階 芙蓉
- 3 議事
(1) 県政パブリックコメントの結果について
(2) 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン（仮称）」の最終案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）
（電話 096-333-2673）

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第21条の2第2項中「第5条第5項」の次に「及び第6項」を、「県立学校給与条例

第 6 条 第 5 項 及 び」の 次 に「第 6 項 並 び に」を、「市 町 村 立 学 校 給 与 条 例 第 6 条 第 5 項」の 次 に「及 び 第 6 項」を 加 え る。

第 2 2 条 の 見 出 し 中 「抑 制」を「抑 制 等」に 改 め る。

別 表 第 8 の 2 昇 給 号 給 数 表 を 次 の よう に 改 め る。

別 表 第 8 の 2 昇 給 号 給 数 表 (第 2 1 条 の 2 関 係)

対 象 職 員	昇 給 区 分				
	A	B	C	D	E
一 般 職 員 給 与 条 例 第 5 条 第 5 項、県 立 学 校 給 与 条 例 第 6 条 第 5 項 及 び 市 町 村 立 学 校 給 与 条 例 第 6 条 第 5 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 職 員	8 以 上	6	4 (行 政 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 で そ の 職 務 の 級 が 7 級 以 上 で あ る も の 又 は 第 21 条 各 号 に 掲 げ る 職 員 に あ っ て は、3)	2	0
一 般 職 員 給 与 条 例 第 5 条 第 6 項、県 立 学 校 給 与 条 例 第 6 条 第 6 項 及 び 市 町 村 立 学 校 給 与 条 例 第 6 条 第 6 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 職 員	2 以 上	1			

附 則

こ の 規 則 は、平 成 2 6 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

正 誤

平 成 2 5 年 1 2 月 1 日 熊 本 県 公 告 第 6 4 3 号 (「財 政 事 情」の 公 表) 中 に 誤 り が あ っ た の で、次 の と お り 訂 正 す る。

ペー ジ	行	正	誤
別 冊 4 3	3 4	37,952,260,399 △297,589,695	36,315,056,765 △1,934,793,329
	3 9	△231,398,183	△1,868,601,817